

『加賀市老人福祉センター及び児童センター条例の一部を改正する条例』について

I はじめに

加賀市老人福祉センター及び児童センターの休館日について、現在の利用状況や周辺環境の変化に応じた変更を行う。

【制度改正の概要】

老人福祉センター、児童センターの休館日については、『学校の授業日にセンターが閉館していることにより、子どもの生活リズムが狂う原因になるのではないか』という思いから火曜開館の要望は多く、『休日は親子のふれあいの日として、子ども達を家庭に委ねるのが望ましい』という考え方も強くある。利用状況は、児童センターについては、日曜・祝日は比較的少なく、親子行事等も土曜開催の方が参加者が多い傾向にあり、老人福祉センターについては、ほとんど利用がない。

また、現行の休館日は、最初にセンターが片山津に設置された昭和 53 年当時に設定されたものである。当初は片山津温泉総湯がセンターに隣接しており、その休業日にあわせて火曜日休館としていた背景もあったが、現在では総湯も移転し状況は変わっている。

以上のことから休館日を変更するものである。

なお、山中児童センターについては、館の特殊性（プラネタリウム営業）や地域活動の拠点としての利用状況などから、当面は現行どおりとする。

II 加賀市老人福祉センター及び児童センター条例の一部改正について

1 第7条（休館日）

〔概要〕 休館日を次のとおり変更する

現行	変更後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火曜日 ・ 第 3 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日の翌日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日（こどもの日を除く）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日 	変更なし

※山中児童センターについては現行どおりとする。